

保存版

令和6年度 坂東市社会福祉協議会 福祉事業

坂東市社会福祉協議会本所（岩井福祉センター夢積館）



坂東市社会福祉協議会支所（猿島福祉センターほほえみ）



 社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

本所 〒306-0632 坂東市辺田48（岩井福祉センター夢積館）
電話 0297-35-4811

支所 〒306-0502 坂東市山2721（猿島福祉センターほほえみ）
電話 0280-88-1000/0297-44-2943

相談窓口・事業名	事業内容	申請・費用負担等	対象者
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 1. ふれあいサロン活動助成事業	行政区・施設等で高齢者の交流を深めるためのサロン活動に対して助成金を交付します	(申請) お問合せください (助成額) 初年度 4万円 2年目以降 2万円	市内小地域(支部)に居住の子どもから高齢者まで
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 2. 小口貸付制度	一時的または緊急的生活費等の困窮者に対し小口の貸付を行います	(申請) 申請により5万円を限度に貸付を行います (費用負担等) 無利子にて貸付をします 同時に支援物資の配布を行います	市内6ヶ月以上在住で生活が困窮している方
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 3. 生活福祉資金貸付事業	低所得・障がい者及び高齢者世帯の方々に資金貸付並びに相談支援を行います ＝貸付種類＝ ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤緊急小口資金	(申請) お問合せください (貸付金額) お問合せください	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 4. 日常生活サポートセンター事業 (家事サポーター)	高齢者や障がい者等の世帯において食事づくり・買物・掃除等のサービスを協力会員が行います 利用会員は事前に社協でチケットを購入し支払いとなります	(申請) お問合せください (費用負担等) 年会費 無料 支払い 600円/H 午前7時～午後8時	高齢者や障がい者等
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 5. 日常生活サポートセンター事業 (子育てサポーター)	妊産婦や乳幼児の世話・子どもの預かり等のサービスを協力会員が行います 利用会員は事前に社協でチケットを購入し支払いとなります	(申請) お問合せください (費用負担等) 年会費 無料 支払い 600円/H 午前7時～午後8時	妊産婦や乳幼児等
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 6. 愛のバス送迎サービス事業	常時車いすを利用する方に対し運転手付きリフト車輛にて医療機関等に送迎を行います (利用時間) 午前9時～午後4時30分 〔土日祝日・年末年始除く〕 (利用範囲) 市内及び周辺	(申請) 利用希望日の1週間前までに社協本所または支所に申請してください (費用負担等) 無料〔有料道路や有料駐車場等は利用者負担〕	市内居住で随時車いす使用且つ座位保持が可能な方で以下のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳所持者 ②介護保険認定者

※社協本所・支所 相談窓口開所時間…午前8時30分～午後5時15分(土日祝日 年末年始除く)

相談窓口・事業名	事業内容	申請・費用負担等	対象者
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 7. 福祉用具貸出事業	一時的に福祉用具を必要とする際に貸出いたします 車いす (期間 1ヶ月以内)	(申請) お問い合わせください (費用負担等) 無料	高齢者及び障がい者等で福祉用具の貸出を必要とされる方
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 8. 日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的及び精神障がい者等で判断能力が不十分な方に対し日常的金銭管理等を行います	(申請) お問い合わせください (費用負担等) 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理 1,100円/1時間 書類等預かりサービス等 500円/1ヵ月	認知症高齢者・知的及び精神障がい者等で判断能力が不十分な方
相談窓口 <input type="checkbox"/> 支所 9. いきいきヘルス体操指導士会の活動	日常生活で「立つ」「座る」「歩く」の基本的運動を行い腰痛や膝痛等関節・転倒予防・嚥下機能維持に効果があります 体操指導のご希望がある団体等の方はお問い合わせください	(申請) お問い合わせください 坂東市北部地域包括支援センター 社会福祉協議会 (電話) 0280-82-1284 (費用負担等) 無料	高齢者等
相談窓口 <input type="checkbox"/> 支所 10. スクエアステップリーダーの会の活動	スクエアマット(マス目のマット)上を足踏みし行うエクササイズで100種以上のステップパターンがあり認知機能向上・転倒予防・生活習慣病予防等に効果があります 体操指導のご希望がある団体等の方はお問い合わせください	(申請) お問い合わせください 坂東市北部地域包括支援センター 社会福祉協議会 (電話) 0280-82-1284 (費用負担等) 無料	高齢者等
相談窓口 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所 11. 坂東市民健康体操普及委員会の活動	健康維持のため音楽にあわせ気軽に取り組める体操です 詳しくは「本所」までお問い合わせください 体操指導のご希望がある団体等の方はお問い合わせください	(申請) 10人以上のグループに指導者(普及委員)を派遣いたしますので詳しくはお問い合わせください (費用負担等) 無料	全市民

相談窓口・事業名	事業内容	申請・費用負担等	対象者
相談窓口 <u>本所</u> 12. 手話奉仕員養成事業 (入門課程・基礎課程)	聴覚障がい者の生活や 関連福祉制度等の理解 を深め手話で日常会話 が行えるレベルの基本 を習得いたします	(申請) お問合せください (費用負担等) 受講料は無料 テキスト代等は実 費負担あり	全市民
相談窓口 <u>本所</u> 13. 手話奉仕員フォローアップ 事業	坂東市に登録された手 話奉仕員の活動に対し フォローアップを目的 とした勉強会を開催い たします	(申請) お問合せください (費用負担等) 受講料は無料 テキスト代等は実 費負担あり	坂東市に登録された 手話奉仕員
相談窓口 <u>本所</u> 14. 手話教室「入門コース」	手話やボランティアに 関心がある方や児童・生 徒を対象に手話の入門 コースを行います	(申請) お問合せください (費用負担等) 受講料は無料	全市民 市内の児童・生徒
相談窓口 <u>本所</u> <u>支所</u> 15. 小中学生向け学習支援教 室・福祉に挑戦	児童・生徒を対象に学習 支援と様々な福祉体験 を楽しく体験します	(申請) お問合せください (費用負担等) 無料	市内の児童・生徒
相談窓口 <u>本所</u> <u>支所</u> 16. 傾聴ボランティア	近年傾聴ボランティア のニーズが高く入門的 講座を開催します また受講後はボランテ ィア登録者を募ってお ります	(申請) お問合せください (費用負担等) 無料	市内在住・在勤の方
相談窓口 <u>本所</u> <u>支所</u> 17. 出前福祉体験講座	障がい者や高齢者等へ の理解を深めるため5 種目(手話・点字・車い す・白杖・高齢者疑似体 験)の出前講座を行いま す	(申請) お問合せください (費用負担等) 無料	市内団体 市内の学校
相談窓口 <u>支所</u> 18. 認知症サポーター養成講座	認知症の基本的な知識 を得て認知症高齢者等 の良き理解者や支えに なれるよう養成講座を 開催しています 養成講座受講後は認定 書として「認知症サポ ーターカード」をお渡し します	(申請) お問合せください 坂東市北部地域包 括支援センター 社会福祉協議会 (電話) 0280-82-1284 (費用負担等) 無料	全市民
相談窓口 <u>本所</u> 19. 陶芸教室	隔週水曜日「本所」にお いて陶芸作りを行うほ か作品展や交流会を行 います (利用時間) 午前10時～午後2時 30分	(申請) お問合せください (費用負担等) 月額1,000円 ～1,500円	市内在住で 60歳以上の方

※社協本所・支所 相談窓口開所時間…午前8時30分～午後5時15分(土日祝日 年末年始除く)

相談窓口・事業名	事業内容	申請・費用負担等	対象者
相談窓口 <u>本所</u> 20. 親子ふれあい陶芸教室	小・中学生と保護者の方を対象に世界で1つだけの陶芸作品作りを体験します	(申請) お問合せください (費用負担等) 参加費 1,000円	市内在住の小・中学生と保護者
相談窓口 <u>本所</u> 21. 介護保険 居宅介護支援事業 (ケアマネジャー利用)	在宅で介護保険サービスを利用する際調整役のケアマネジャーが必要な助言等も行ってまいります	(申請) お問合せください (費用負担等) 無料	要介護等認定を受けている方 要支援1～2 要介護1～5
相談窓口 <u>支所</u> 22. 介護保険 地域密着型通所介護事業 (デイサービス利用)	介護保険制度に基づき自立に向けた援助等を行うため健康チェック・入浴・食事・日常生活動作訓練・レクリエーション・生活相談等を送迎付きで行っております	(申請) お問合せください (費用負担等) お問合せください	要介護等認定を受けている方 要支援1～2 要介護1～5
相談窓口 <u>支所</u> 23. 障害者総合支援事業 地域活動支援センター事業 (デイサービス利用)	障害者総合支援法に基づき自立に向けた援助等を行うため健康チェック・入浴・食事・日常生活動作訓練・レクリエーション・生活相談等を送迎付きで行っております	(申請) お問合せください (費用負担等) お問合せください	障害程度区分の認定を受けている方 障害程度区分1～6
相談窓口 <u>支所</u> 24. 地域活動支援センター 事業Ⅲ型 (心身障がい者福祉 ワークス運営事業)	在宅の知的及び身体障がい者に対し生活習慣・作業訓練・生活訓練等の支援を行います ＝開所＝ 平日午前9時30分～午後3時〔土日祝日・年末年始除く〕	(申請) 市役所社会福祉課 (電話) 0297-35-2121 (費用負担等) 4時間以上700円 4時間未満350円 個人所得額により減免	市内在住の知的障がい及び身体障がい者
相談窓口 <u>本所</u> <u>支所</u> 25. 地域福祉ネットワーク 事業 社会福祉協議会支部事業	高齢者等にとって生活しやすい地域づくりを作るために小地域と密接に連携を図りながら高齢者等の社会参加も促進していきます	(申請) お問合せください (費用負担等) お問合せください	市内小地域(13支部)に居住の子どもから高齢者まで
相談窓口 <u>支所</u> 26. 地域包括支援センター 事業	高齢者等が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう高齢者等の様々な相談に応じます 要支援の方のケアマネジメントや認知症・高齢者の権利を擁護するための相談も行ってまいります	(申請) お問合せください 坂東市北部地域包括支援センター 社会福祉協議会 (電話) 0280-82-1284 (費用負担等) 無料	高齢者等 ＝対象地区＝ 七重・生子菅・逆井山・沓掛・内野山

※社協本所・支所 相談窓口開所時間…午前8時30分～午後5時15分(土日祝日 年末年始除く)

相談窓口・事業名	事業内容	申請・費用負担等	対象者
相談窓口 支所 27. 認知症初期集中支援推進事業	住み慣れた地域で安心して暮らすために認知症の方や疑いのある方を医療・介護の専門職が適切な医療・介護サービスにつなげるための支援を行います	(申請) お問い合わせください 坂東市北部地域包括支援センター 社会福祉協議会 (電話) 0280-82-1284 (費用負担等) 無料	認知症やその疑いがある方 =対象地区= 七重・生子菅・逆井山・沓掛・内野山 ※上記対象地区以外の方は担当の地域包括支援センターをご案内いたしますのでお問い合わせください
相談窓口 支所 28. 認知症地域支援・ケア向上事業 (オレンジカフェ)	認知症について知ることや同じ悩みを持つ方とつながり・相談できる場を提供します	(申請) お問い合わせ下さい 坂東市北部地域包括支援センター 社会福祉協議会 (電話) 0280-82-1284 (費用負担等) 無料	認知症の方やその家族・認知症の心配・興味のある方・専門職の方・学生など
相談窓口 本所 29. 岩井福祉センターの利用 (夢積館)	福祉センターとして市内外の皆さまに親しまれるよう各種部屋等の利活用を通じて地域コミュニティ形成の推進を図っております	(申請) お問い合わせください (費用負担等) お問い合わせください	市内在住者・在勤者・在学者 その他の方
相談窓口 支所 30. 猿島福祉センターの利用 (ほほえみ)	福祉センターとして市内外の皆さまに親しまれるよう一般浴室や各種部屋等の利活用を通じて地域コミュニティ形成の推進を図っております	(申請) お問い合わせください (費用負担等) お問い合わせください	市内在住者・在勤者・在学者 その他の方
相談窓口 本所 支所 31. かき氷・ポップコーン・輪投げ等の貸出	行政区や団体等のイベントの際に貸出します	(申請) お問い合わせください (費用負担等) 無料	全市民
相談窓口 支所 32. ニュースポーツ用具等の貸出 ①グラウンド・ゴルフ ②ペタンク ③オーバルボール ④ユニカール ⑤マットス	ニュースポーツの有効活用を図り高齢者の健康や仲間づくりの促進を目的に貸出します	(申請) お問い合わせください (費用負担等) 無料	原則高齢者の団体や高齢者を含む世代間交流を行う団体など

※社協本所・支所 相談窓口開所時間…午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日 年末年始除く)